

FIDIC 契約約款のポイント（第 11 回） 発注者の義務について

建設/インフラニューズレター

2025 年 11 月 14 日号

執筆者:

宇野 伸太郎

s.uno@nishimura.com

村林 優里香

y.murabayashi@nishimura.com

村田 智美

t.murata@nishimura.com

本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。今回は、FIDIC 契約約款（2 条）に定められる発注者の義務を中心に解説する。本稿では、特に断りのない限り、1999 年版のイエローブックを前提とする。

1. 発注者の現場を使用可能とする義務（Right of Access to the Site）

発注者は、入札付属書類（Appendix to Tender）¹に定める所定の時期までに、請負者に対して、現場（Site）の全ての部分へのアクセス権及び占有（但し、独占的なものである必要はない）を与える義務を負う（2.1 条）。仮に入札付属書類に時期の記載がない場合、発注者は、イエローブック及びレッドブックの場合、請負者が 8.3 条に基づき提出した工程表（Programme）に従って作業を進めることができるように、現場を使用可能にする必要がある²。

また、発注者が契約上、請負者に基礎構造物、建造物、設備、又はアクセス手段の占有を与える義務を負う場合、発注者は、発注者要求事項（Employer's Requirements）に定められた時期及び方法に従う必要がある。

発注者は、請負者から履行保証（Performance Security）を受領するまでは、本条に基づくアクセス権又は占有の付与を留保できる（2.1 条）。

発注者が、かかる期間内にアクセス権や占有権を与えず、その結果、請負者が工事の遅延を来し、又は費用を要した場合には、請負者はエンジニアにその旨を通知し、20.1 条に基づき、（a）遅延に対する工期延長（8.4 条）及び（b）費用（Cost）と合理的な利益（reasonable profit）を契約金額（Contract Price）に上乗せして発注者に請求することができる。但し、発注者の不履行が、請負者の書類の誤り又は提出の遅延等の請負者に起因する場合は、この限りではなく、その限度において（a）及び（b）の請求をすることはできない。

¹ シルバーブックの場合は、特記事項（Particular Conditions）に記載される。

² 一方、シルバーブックの場合は、契約後に作成される文書に基づいて発注者の義務が左右されることを防止するため、特記事項に時期の記載がない場合、開始日（Commencement Date）までに現場を使用可能にする必要があるとの定めとなっている。

2. 発注者の資金手配 (Employer's Financial Arrangements)

請負者の最大の不安のひとつは「発注者が本当に最後まで支払えるのか」という点であり、FIDIC 契約において、当該不安に対応するために設けられているのが、発注者の資金手配にかかる合理的な証拠の提出義務（2.4 条）である。

発注者は、請負者からの要請³を受けた場合、28 日以内に、当該時点での見積に基づく契約金額を支払うための資金手配の合理的な証拠を提出しなければならない。資金手配の証拠とは、実際に支払いが可能であることを示す書面であり、14 条の支払義務に適切に対応するための資金が確保され、かつ維持されていることを示す必要がある。ここでいう「当該時点での見積に基づく契約金額」には、未確定の法律の変更等による調整（13.7 条）や将来の物価変動等のまだ適用されていない契約金額の調整は含まないと考えられる。

また、発注者が自身の資金手配の内容に重要な変更を加えようとする場合には、その詳細を明記した通知を請負者に出す義務も課されている。これは、突如として資金調達手段が変わり、請負者のリスクが増大することを防ぐための措置である。

発注者が 2.4 条に基づく資金証明を提出しない場合、請負者は、21 日間の事前通知を行えば、工事の中断又は工事の進行速度を減速させることができる（16.1 条）。さらに、当該通知から 42 日以内に提出されない状況が継続する場合には、最終的な救済措置として、契約の解除も可能となる（16.2 条）。

3. 発注者のクレーム (Employer's Claims)

FIDIC においては、発注者が請負者に対して費用の支払請求や瑕疵通知期間（Defects Notification Period）の延長を求める場合には、明確な手続きが定められている（2.5 条）。まず発注者（又はエンジニア）は、「どの契約条項に基づく請求か」「どのような根拠があるか」といった具体的な内容（particulars）を記載した通知を、できるだけ速やかに請負者へ提出しなければならない。該当する出来事や状況が発注者に認識された後、当該通知を可能な限り早く行う必要があり、特に、瑕疵通知期間の延長を求める場合には、その期間が満了する前に通知を出すことが必須とされている。

請求の対象となるのは、例えば遅延損害金などが該当する。一方で、電気・水・ガスの使用料（4.19 条）、支給された資材・設備（4.20 条）、請負者が依頼したサービスに関して発生する費用については、本条に基づく通知なしに請求することが認められている。

通知を受けた後は、エンジニアが 3.5 条に従って、発注者の主張の妥当性や金額、延長の可否を判断し、合意又は決定を行う。その結果、発注者が請負者から受け取るべき金額が認められた場合、その金額は契約金額（Contract Price）から差し引き、支払証明書（Payment Certificate）に反映させることができる。

請負者にとっては、発注者が 2.5 条の手順を踏まずに、一方的に金額を差し引いたり相殺したりすることは契約上許されていないという点が重要である。

もっとも、[請負者によるクレーム手続](#)で述べたとおり、請負者によるクレームの際には、所定の期限内にク

³ 当該要請は、短期間で繰り返し要請することはできず、合理的な間隔を空けるべきであるが、変更（Variation）で契約金額が増加した場合等はこの限りでないと考えられている。

クレームの通知をしなければ当該クレームに関する権利を失うとされている。発注者のクレーム手続においては、具体的な通知期限は定められておらず、期限を徒過した場合に権利を失うという規定もないため、請負者のクレーム手続と比較すると緩やかな内容である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com